

声明 北海道大学における派遣労働者の受け入れについて

現在、北海道大学では87名の派遣労働者が勤務しています(2008年度当初)。戦後の長い期間、職業安定法で禁止されていた労働者供給事業を、一部の業務に限定しながらも労働者派遣事業として認めるとした労働者派遣法は1985年に制定されました。その後1999年には対象とする派遣業務が大幅に自由化され、さらに2004年には製造業にも拡大されました。こうしてほとんどの業務で派遣労働者の受け入れが可能になり、その結果2006年からは派遣労働者の人数が格段に増えるに至りました。

当初、派遣可能期間は原則的に1年でしたが、2007年より最長3年に延長されました。そのため、2006年から急増した派遣労働者の派遣期間が、この2009年で切れようとしており、社会的には「2009年問題」の発生が強く懸念されています。北海道大学においても2006年度に急増した派遣労働者が、2009年3月で「最長3年」を迎えたこととなります。

北海道大学教職員組合執行委員会は、北海道大学が派遣労働者を受け入れることについて以下の見解を表明します。

(1) 「最長3年」を迎える派遣労働者の権利擁護が急務である

労働者派遣法は、原則として3年を超えて派遣労働者を働かせることを禁じていますが、実際の運用においては、クーリング期間の設定や専門的業務の認定等々をめぐる、法律違反すなわち労働者の権利侵害を誘発しやすい法律です。

実質的に3年を超えて勤務するにも関わらず派遣形態のままである場合はもとより、「派遣切り」(派遣期間中の契約解除)された場合は、直ちに救済措置(正規職員化)が採られるべきです。また、派遣労働者受け入れの最中であっても、派遣労働者自身が希望するならば、上記の観点から北海道大学はその派遣労働者を正規形態の直接雇用に変更すべきです。

(2) 北海道大学は不安定雇用の再生産に加担すべきではない

上述のように派遣労働は、本来専門的業務に限定されていたにも関わらず、雇用の調整弁として利用しやすい形態であることから派遣対象が拡大されてきました。しかし、労働者の側からすれば、低賃金で不安定な働き方を余儀なくされる形態です。北海道大学がそのような雇用形態に依存することは道義的に許されません。

(3) 誰もが安心して、誇りをもって働ける労働条件の整備を

北海道大学における派遣労働者の受け入れは、正規雇用職員を削減したために発生したものです。職場に働く人が必要である事態は変わらないにも関わらず、人件費削減の観点のみから正規雇用職員を派遣労働者に置き換えることによって、さまざまな深刻な問題が発生しています。必要があれば、正規雇用職員を十全に配置すること、そして働く人々が安心して職務に専念でき、誇りをもって働ける労働条件を提示するのが北海道大学に相応しい当然の責務であると考えます。

2009年3月31日

北海道大学教職員組合執行委員会